

議案第46号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のとおり認定し、及び廃止する。

平成26年6月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起 終 点 点	経 過 地
656	種子川筋線	国領一丁目甲1840番1 地先から船木字高祖甲 5442番地先まで	一般国道11号から南へ市道角野関 の戸線を経て船木字高祖甲5442番 地先まで

2 廃止する路線

路線 番号	路線名	起 終 点 点	経 過 地
656	種子川筋線	泉川甲1840番2 角野新田1丁目3488番2	国道11号線から市道大生院船木線 を通り市道角野関の戸線まで

提案理由

道路法第8条第2項並びに第10条第1項及び第3項の規定により、本市における未認定道路を市道に認定し、及び路線を廃止するため、本案を提出する。

参照条文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （省 略）

第9条 （省 略）

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 （省 略）

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

# 認定路線位置図

## 656 種子川筋線



# 廃止路線位置図

## 656 種子川筋線

